



スマホで税の申告

ふるペー



ID〇〇〇〇〇〇と記載されているID後の数字(6桁以内)を小平市ホームページの検索窓に入力すると、該当ページが表示されます。

小平市
ホームページ

小平市ホームページは、やさしい日本語(にほんご)でよめます。



税の申告受付が 始まりました

申告は3月16日(月)までに

市民税・都民税申告や確定申告が必要かどうかは、前年の収入状況などによります。以下を参考に、ご自身の収入状況などと照らし合わせ、ご確認ください。

◆申告が不要な方

図次のいずれかに該当する方

- ▷令和7年分の確定申告書を税務署に提出する(した)
- ▷令和7年中の収入が給与のみで、勤務先から小平市に給与支払報告書の提出があり、控除などの追加がない(提出されているかどうか不明な方は、勤務先にご確認ください)
- ▷令和7年中の収入が公的年金等(400万円以下)のみ(個人年金や、遺族・障害・傷病年金などの非課税年金を除く)で、控除などの追加がない
- ▷同一世帯の親族の税法上の扶養となっている(ただし、所得金額などが記載された課税・非課税証明書の発行を希望する方や、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合などは4・5面をご覧ください)

◆申告が必要な方・申告が必要かどうか分からない方

上記に該当しない方や、申告する必要があるかどうか分からない方は、

4・5面のフローチャートをご覧ください。



よくある質問



Q 医療費控除を申告したいのですが、どうすれば申告できますか？

A

領収書をもとに医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付して、ご提出ください。



Q 昨年、収入が全くありませんでした。申告する必要はありますか？

A

原則不要ですが、生活状況などにより、申告が必要な場合もあります。詳しくは、4・5面をご覧ください。



市民税・都民税 電子申告が開始

令和8年度(令和7年1月1日~12月31日の収入)の申告から、スマートフォンまたはパソコンで、マイナンバーカードを利用して市民税・都民税に関する申告ができます。詳しくは、小平市(右図QRコード)をご覧ください。



確定申告の電子申告(e-Tax)

確定申告書等作成コーナー(下図QRコード)を利用すると、金額を入力するだけで自動計算により申告書を作成することができます。詳しくは、5面をご覧ください。



郵送申告にご協力を

申告期間の窓口は大変混み合います。混雑を避けるため、郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。

◆市民税・都民税申告書の提出

〒187-8701
小平市小川町2-1333
小平市役所 税務課市民税担当 宛

◆確定申告書の提出

〒189-8555
東村山市本町1-20-22
東村山税務署 宛

後期高齢者医療制度

◆被保険者の方に医療費等通知書を発送

1月下旬に、対象の方に医療費等通知書を発送します。医療費等通知書には、医療機関などの受診内容や医療費の総額が記載されています。内容に誤りがないかご確認ください。

図東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519

◆確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、確定申告や市民税・都民税の申告の際に、社会保険料として控除されます。納めた保険料額は源泉徴収票や領収書、通帳などで確認できますが、納付額が確認できない場合は、お問い合わせください。

図保険年金課 ☎042(346)9538

介護保険料は確定申告などの所得控除の対象

介護保険料は、確定申告や市民税・都民税の申告の際に、社会保険料控除額として申告することができます。

納付額については、次の方法でご確認ください。

◆特別徴収の方(年金から差し引かれて納めている方)

公的年金等の源泉徴収票などでご確認ください。

◆普通徴収の方(納付書や口座振替で納めている方)

領収証書や振替口座の通帳でご確認ください。

納付額が確認できない場合は、お問い合わせください。

※申告には証明書類の添付は不要です。

図高齢者支援課 ☎042(346)9510